

財政構造改革における 取り組み事項

平成16年7月

石 狩 市

はじめに



～ 市民と共に取り組む財政構造改革 ～

石狩市では、平成14年8月に「石狩市財政構造改革方針」を策定し、15年度においては、全ての行政分野を対象に抽出した懸案事項16項目について、昨年11月、行政改革に関する審議会「石狩市行政改革懇話会（会長：須田晟雄北海学園大学法学部教授）」へ叩き台案を提出し、熱心な議論を重ねた結果、本年3月に提言書をいただきました。

また、「改革を実効性のあるものとするために、いつまでに何をやるのか」、「財政が待ったなしの危機的状況においては、迅速な対応が不可欠である」との懇話会の提言主旨を最大限尊重し、6月には取り組み内容についても可能な限り行動計画などを明記した16項目について、パブリックコメントを実施したところであります。

現在、本市は、歳入の柱である「市税収入」が急速に減少し、早期回復が望めないことや将来に備えて積み立てていた「基金」もほとんど底をついた状態にあります。一方、歳出全体に占める経常的な経費の割合が高く、新たな事業に振り向ける財源が少ないことから、少子高齢化などにより今後増加する行政需要に対処していくことが難しくなっています。

今、「地方の時代」が本格化する中で、地方公共団体は、自己決定・自己責任のもと、的確な行政サービスと自立した自治体運営が求められており、そのためにも、従来の基準や発想にとらわれない抜本的な行財政システムの改革が急務となっています。

「財政構造改革における取り組み事項」にあります16項目の中には、市がこれから取り組むことが、経費削減に止まらず、行政と市民、あるいは民間との役割分担や事業の必要性など、これまで構築されてきた社会システムの変革にまで踏み込んだものもありますが、将来の財政負担を軽減し、持続ある行財政システムの確立に向けた取り組みを着実に進めてまいりますので、市民の皆さんのご協力をよろしく申し上げます。

目次

1	新たな官民協働体制の確立(町内会等)	P 1
2	人口推計の検証による長期的都市政策の見直し ..	P 2
3	公債費の適正管理	P 3
4	職員給与制度の見直し	P 4
5	一部事務組合負担金の見直し	P 5
6	繰出金(特別会計の健全運営)	P 6
7	新たな補助基準	P 7
8	市単独の高齢者福祉施策の見直し	P 8
9	各種医療費助成制度の見直し	P 9
10	就学援助の見直し	P10
11	小規模企業活性化資金貸付事業	P11
12	公の施設の管理委託	P12
13	学校給食	P13
14	収納向上対策の見直し	P14
15	新たな財源の確保	P15
16	市及び土地開発公社所有の未利用地の活用	P16

1	新たな官民協働体制の確立（町内会等）
<p>1 はじめに</p> <p>市町村の基礎的サービスであるごみ収集、除排雪、集会所や街路灯管理などの自治振興策のあり方については、地域コミュニティの中心的存在の町内会と、長い歳月を経て現在の協力・協調体制を作り上げてきました。しかし、少子高齢化社会の本格的到来と、低成長というよりむしろ右肩下がりの経済情勢である今日、これまで培ってきた我が国の様々な社会システムが疲弊し、これからの時代に対応できない状況となっています。</p> <p>行政と町内会との協力・協調体制についても、長期に渡り構築されたものでありますが、硬直化や非効率と思われる面もあり、公共サービスの質的向上と行財政の一層のスリム化のためにそれぞれの責任と負担のあり方について模索するとともに、市財政のみならず町内会等にも負担・労力の軽減となるような持続可能な新たな官民協働体制の確立を図る必要があります。</p>	
<p>2 取り組み内容</p> <p>(1) 町内会との責任と負担の見直し</p> <p>町内会活動の拠点となっている集会所は、市が公共施設として建設し、管理を有償で町内会に委託していますが、自治体によっては町内会が自ら建設し管理しているところもあり、行政としての義務性は必ずしも高いとは言えません。一方、細街路の街路灯については、市の補助を得て町内会で設置及び管理していますが、地域内といえども交通安全や防犯上、行政が主体的に行う基礎的サービスとも考えられます。このような公共サービス提供のあり方について、行政と町内会との責任と負担を見直す必要があります。</p> <p>このため、平成16年度においては、集会所及び街路灯の管理運営の手法及びその負担のあり方について、モデルとなる町内会の協力を得ながら平成17年度試行に向け、取り組みます。</p> <p>(2) 雪対策問題</p> <p>除排雪事業は、本市の地域特性から考えても、市民が冬期間の生活を営む上で避けられない財政支出ではありますが、年間5億円を超える貴重な税金が費消され続けている状況にあります。当然、財政運営の点から出来る限り経費を縮減する手法が求められますが、このほかに、高齢化社会の進展に伴い、市民にとって最も懸案である「除雪による置き雪」の問題も同時に解決していく必要があります。除排雪事業のあり方全般を抜本的に見直す必要があります。</p> <p>このため、平成15年度においては、効果的・効率的な雪対策の方策を検討する市民組織として、8月に雪対策市民協議会を発足させるとともに、モデル町内会において計画除雪・排雪を実施したところです。今後においては、平成18年度の最終取りまとめに向け、市民協議会より平成16年度に第1次中間答申、平成17年度に第2次中間答申をいただきながら、モデル事業の試行と検証などを行います。</p> <p>(3) ごみの減量とリサイクルの促進</p> <p>ごみ問題は、市の財政負担だけでなく、町内会にとってもゴミステーションの管理を通じて、心労が絶えない重大な懸案事項となっています。最近では、マナーやルールを無視した悪質なゴミ投棄を防ぐため、設置場所等の工夫、さらにはステーションを廃止して戸別収集に踏み切った事例もあります。「ゴミ出し」は、プライバシーの保護を図る必要はありますが、ごみを出す人の顔が見えないことからマナーの低下やルールを守らない悪質なゴミ投棄が絶えないことも現実の問題であり、有料化を視野に入れた戸別収集の導入を検討する必要があります。また、集団資源回収制度についても、相乗効果が図られるよう見直すことが必要です。</p> <p>このため、平成16年度においては、今後の方向性を見出すべく北石狩衛生施設組合との協議を開始するとともに、石狩市において粗大ゴミ有料化に向けたアンケート調査やワークショップを開催します。</p>	

2

人口推計の検証による長期的都市政策の見直し

1 はじめに

市の様々な施策は、総合計画並びに各種の個別計画などに基づいて実施されていますが、これらの計画で指標設定あるいは予測した人口は、策定期間や指標年次の違いから計画ごとに相違がみられます。特に長期的公共事業を伴う都市政策的計画については、都市としての人口収容能力にも関わることから、やや高めの人口予測に基づき整備することもやむを得ないものですが、実態から大きくかけ離れた場合は過剰投資となり、将来に向かって多大な財政負担を強いられる危険性があります。

このことから、それぞれの計画人口の適否を判断できるような新たな人口推計を指針として、まず現計画の検証を行い、必要に応じて計画の改定や長期的公共事業の見直しを図る必要があります。

主な計画の人口予測

計 画 名	策定(改定)年次	指標(予測)年次	指標(予測)人口
公共下水道計画	平成3年	平成22年	120,000人
新総合開発計画	平成7年	平成16年	72,000人
住宅マスタープラン	平成9年	平成17年	73,400人
総合福祉計画	平成10年	平成16年	60,000人
都市マスタープラン	平成13年	平成32年	77,400人
石狩西部地域広域的水道整備計画	平成13年	平成47年	85,000人

注) 石狩市の人口 56,034人(平成16年3月末住民基本台帳人口)

2 取り組み内容

(1) 今後の公共下水道整備のあり方

公共下水道事業は、整備に係る費用が多額なため、人口・家屋の集積度合いが費用対効果の点で重要です。

現在、市街化区域など人口集中地区については、公共下水道による整備を進めていますが、人口・家屋の集積度が低い市街化調整区域については、合併浄化槽など様々な汚水処理方法を含め、その地域に適した手法により効率的な整備を行います。

また、平成3年度に策定された「石狩市公共下水道事業基本計画」は、平成22年度における行政区内人口を12万人と想定していますが、現在の上位計画と乖離しているため、次回の公共下水道事業計画変更認可見直しの際に併せて変更します。

(2) 恒久水源対策(当別ダム建設)の水需要の精査

水需要の精査については、本年度、水道事業の効果的・効率的な執行の確保を図る観点から、上水道広域化施設整備事業の再評価を行い、本年末には広報紙を通じて市民に、平成17年1月には厚生労働省にそれぞれ報告する予定です。

なお、本再評価を行う際、近年の人口動態や、社会経済情勢などの変化、さらにはまちづくり計画などにも十分勘案しつつ、基本フレームとなる将来人口と将来給水量について、下方修正を前提に需要推計を現在進めているところです。

今後は、これら水需要の精査を含めた事業再評価を7月頃より数回の開催を予定している水道事業運営委員会の中で各種ご審議を頂き、併せて10月頃にパブリックコメントを実施することにより事業計画の見直しを進めます。

3

公債費の適正管理

1 はじめに

公債費（市債の返済額）は財政を圧迫している最大要因のひとつであり、平成14年度では、元金返済約21億円、利息に約8億円の合計29億円となりました。財政構造改革の取り組みとして低利への借換えなどを行い、平成15年度は1億8千万円ほど減額となりますが、基本的に市債残高が減る方策ではなく、元金返済額より新たな借り入れ額を少なくすること以外、残高を減少させる道はありません。このことから、財政構造改革期間中（平成15～16年度）の市債発行枠として10億円（交付税算入100%の減税補てん債等を除く）を設定したところです。

市債残高・公債費の状況（平成15年度一般会計分）

（単位：百万円）

		年度末残高	(構成割合)	公債費	(うち元金返済)
総 額		28,303	100%	2,694	2,033
主 な 内 訳	道路・橋梁	7,821	28%	865	659
	学校施設	2,711	10%	532	374
	公園	2,480	9%	216	174
	出資債（当別ダム等 水道事業関連）	2,193	8%	46	7
	図書館	1,935	7%	102	84
	りんくる	1,267	4%	156	134
	庁舎	1,102	4%	102	53
	減税補てん債等	3,707	13%	142	99

2 取り組み内容

平成17年度以降5年間を目途に財政構造改革期間中と同様の市債発行枠を設定します。（交付税算入100%の減税補てん債等を除き5ヵ年で50億円の枠設定）

このことは自動的に公共事業費の総体枠につながるものであり、これまで以上に事業の取捨選択に努めなければなりません。このペースで推移した場合、5年後の平成21年度末では、市債残高はおよそ51億円減少し、毎年度支出される公債費も3億円減少することから、財政健全化が大きく図られることが期待されます。

なお、平成22年度以降については、その時点の財政状況を踏まえ、設定を見直します。

今後の市債残高の見込み（一般会計分）

（単位：百万円）

	市債発行予定	元金返済額見込	市債残高推計	公債費見込額 (利子含む)
平成16年度	929	2,051	23,475	2,614
平成17年度	1,000	2,003	22,471	2,507
平成18年度	1,000	2,050	21,421	2,505
平成19年度	1,000	2,031	20,390	2,439
平成20年度	1,000	2,014	19,376	2,377
平成21年度	1,000	1,987	18,389	2,310

注) 上記の額は、その償還額の100%が交付税で措置される減税補てん債等を除く。

4	職員給与制度の見直し
<p>1 はじめに</p> <p>何よりも大切なことは、市民の納めた税金がより効率的に様々な施策として市民に還元されることであり、職員給与の見直しもそのための手段であって、決して目的ではありません。財政運営の視点だけからの職員給与を削減して職員のやる気がそがれ、結果として市民へのサービスが低下しては本末転倒です。つまり、重要なことは職員のやる気を引き出しながら、総体的な人件費の削減を図ることにあります。</p> <p>平成15年度においては、市職員の協力により給料の2%カットと期末手当の0.2ヶ月分(約6%)のカットを実施し、全会計で約1億円の削減、さらに平成16年度においては給料の5%カットにより約2億円の削減効果を見込んでいます。</p> <p>しかしながら、このような一律カットの手法は、財政運営において大きく貢献するものですが、あくまで緊急的な応急策であり、財政構造改革の本旨である抜本的改革とは言い難いものです。そのための方策として、職責に応じた給与を与える能力給の実施が市民サービスの深化と人件費の縮減を図る可能性が高いものと思われます。人事院では、地方公務員も含めた公務員給与のあり方について、能力給を基本とした抜本の見直しを検討していますが、現在のところ制度改正の時期は定かになっておらず、本市においては、できるだけ早期に給与制度の適正化を図る必要があります。</p>	
<p>2 取り組み内容</p> <p>地方公務員法第24条の規定では、「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされています。</p> <p>本市の給与制度においても、本法の規定により、同様の給与制度を構築しているものであり、したがって、現段階では経験年数を排除した市独自の給与制度の構築はできないものではありますが、その運用面において、多くの課題を有していることも事実であります。</p> <p>国においては、平成18年度に公務員制度改革を予定し、その中で、給料制度の抜本的改革を行うこととしていますが、「職員が真にやりがいのある給料制度の構築」は、国からの押し付けではなく、職員一人ひとりが自ら考え、行動を起こすことにあると考えます。</p> <p>このため、平成16年度においては、そのためのプロジェクトチームを立ち上げるとともに、現状における運用面での課題を解決するべく、職員団体との協議を進め、年度内に一定の方針を明らかにできるよう努めます。</p>	

5	一部事務組合負担金の見直し
<p>1 はじめに</p> <p>一部事務組合負担金の見直しについては、平成14年度からの取り組みにより、組合の議会や職員体制を中心にスリム化等が図られ、平成15年度では約3千8百万円の負担金の削減効果を見込んでいます。今後とも引き続き組合の効率化に努めるものですが、抜本的な検討についても進める必要があります。</p> <p>平成14年度の主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市石狩市茨戸下水処理場管理組合：解散 ・石狩北部地区消防事務組合：職員人件費の見直し、議員数及び議員報酬等の見直し、管理者等の報酬廃止 ・北石狩衛生施設組合：議員数及び議員報酬等の見直し、組合長等の報酬廃止 ・石狩湾新港管理組合：議員数の見直し ・石狩西部広域水道企業団：議員数の見直し 	
<p>2 取り組み内容</p> <p>(1) 石狩湾新港管理組合</p> <p>石狩湾新港管理組合については、平成14年度の負担金約4億5千万円のうち、公債費にかかるものは2億4千万円と5割以上を占め、今後の港湾整備事業が負担金に与える影響は非常に大きなものとなっています。また、近年、公共整備事業における初期段階の税負担といった「官の役割」は変化してきているところであり、公共上屋及び荷役機械等の整備事業実施にあたっては、経営感覚が求められていることから、新たな経営システムづくりが必要です。</p> <p>このため、平成16年度においては、石狩湾新港管理組合と母体（北海道、石狩市、小樽市）で構成される「石狩湾新港の管理運営に係る会議」の管理運営部会において、公債費残高の減少策と、投資と負担のバランスを考慮した新たな経営システムの年度内策定に向け、構成自治体と協議します。</p> <p>(2) 北石狩衛生施設組合</p> <p>北石狩衛生施設組合にかかる業務については、現在、組合直営で行っているものと一部民間業者に委託しているものとがあります。</p> <p>しかしながら、民間業者に対する委託は随意契約であり、経済性の視点から言えば、今後委託業者数の拡大策を検討するなど、競争性の確保とコスト管理に十分留意し、組合経営の効率化を目指すことが必要です。</p> <p>このため、平成16年度においては、経営効率化を目的とした専門的な協議の場を構成自治体と新たに設置し、具体的な対応策について協議します。</p>	

6

繰出金（特別会計の健全運営）

1 はじめに

特別会計及び企業会計は、一般会計とは別に独立経理を行うために設けられたものです。そのため、これら特別会計等に対する一般会計の繰出金については、その原則にまず立脚し、総務省が定めた繰出基準を基本に一般会計との負担のあり方を再検討するとともに、収支不均衡など改善が特に必要な下水道事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計については、健全化に向けた運営方針を定めるなど、事務事業の効率化や支出額の抑制、また会計独自財源の収納確保や適正化などに取り組む必要があります。

下水道事業については、地方財政法上の公営企業とされ、「雨水処理に係る経費は公費負担（市全体で負担すべきもので一般会計が税金等で負担） 汚水処理に係る経費は私費負担（利用者が負担すべきもので下水道会計が使用料等で負担）」の原則のもと、独立採算の会計運営が基本です。しかしながら、本来下水道使用料収入で賄う経費に対し、実際の使用料収入は不足し、その穴埋めは一般会計から繰出し基準とは別に補てんしています。

下水道事業特別会計への一般会計繰出金の推移

（単位：百万円）

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
一般会計繰出金	650	738	785	764	805	805	817
うち繰出基準外	184	230	215	152	132	113	104

一方、国民健康保険事業特別会計については、国保税のほか一般会計からも繰り入れを行っているものの、累積赤字は年々肥大化しています。国保税の収納率向上に努めることは当然であります。国保事業は制度的に加入者の平均年齢が高く所得が低いといった構造的な課題を抱え、また近年の経済不況なども相まって、もはや市町村単位での維持は限界にきているものと考えます。このため、本市においては平成16年度に国保税の限度額及び税率の改正を実施し、本会計の独自性や独立採算性を堅持するため今後とも可能な限りその健全化に向け努めていく必要があります。

国民健康保険事業特別会計の赤字額の推移

（単位：百万円）

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
実質単年度収支	25	88	39	37	10	228	125
累積赤字額	217	130	169	205	216	443	568

2 取り組み内容

(1) 下水道事業特別会計

平成16年度においては、市債発行枠を設定するなど公債費に着目した財政収支計画を策定し、「雨水公費、汚水私費」の原則に基づく独立採算の会計運営を目指します。ただし、使用者の急激な負担増とならないよう段階的に見直します。

(2) 国民健康保険事業特別会計

現在、国において都道府県単位での保険運営など抜本的な医療保険制度改革を検討しているところではありますが、今後とも国民皆保険制度を堅持するのであれば、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化なども検討することが必要と考えますので、これも含めた要望活動を引続き行っていきます。

7	新たな補助基準
<p>1 はじめに</p> <p>バブル経済崩壊以降、地方財政は地方税の大幅な減収により深刻な財源難に陥っていることから、かつてない財政危機の局面を迎えています。石狩市においても例外ではなく、これまで以上に行政需要に的確に対応した効率的な行政運営が求められています。そのためには、限られた財源の効率的な配分がなされなければなりません。</p> <p>なかでも補助金は特定の事業、研究等を育成、助成、奨励するために、地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に、必要な限度内において効率的かつ合理的に支出されるものですが、ともすると長期化してしまう傾向があります。</p> <p>言うまでもなく補助金は、市民の税金で賄われ、その費用対効果とともに情報公開の原則に基づいて、使途の透明性が強く求められていることから、統一的な補助基準を作ることが必要です。</p>	
<p>2 取り組み内容</p> <p>補助金の透明性や公正性の確保を目的に、様々な団体などに補助金を支出する際の基準として、平成16年度において次のスケジュールに基づき、「(仮称)石狩市補助金等交付基準」を作成します。</p> <p style="margin-left: 40px;">平成16年6月 (仮称)石狩市補助金等交付基準(案)作成 8月 パブリックコメント実施 9月 石狩市補助金等交付基準決定(平成17年度予算要求に反映)</p> <p>基準は、次に掲げる6つの見直しのポイントを元に作成。</p> <p>ア 現行の補助金等を自主性の高い(行政の主体性が低い)活動を行っているものから順に「補助金」、「交付金」、「拠出金」の3つに分類します。</p> <p>イ 補助対象経費を定めます。</p> <p>ウ 補助金等の分類ごとに市の負担を定めます。</p> <p>エ 補助金等の分類は定期的に見直します。</p> <p>オ 補助金等の概要を市民に公表します。</p> <p>カ 補助金等にかかる事務手続を簡素化するため、「石狩市補助金等交付規則」を見直します。</p>	

8	市単独の高齢者福祉施策の見直し
----------	------------------------

1 はじめに

本市は、道都札幌市に隣接している地理的特性から、そのベッドタウンとしての宅地開発が昭和50年前後から行われ、飛躍的な人口増加により発展してきました。しかし、この社会的動態による短期間での人口増加は、特定の世代年齢の集中化を生み、本市の福祉・教育などの分野では、時代に即して流動的に施策を転換していかなければならない宿命を背負ったものでもあります。特に高齢化の進展は、本市にとって重要課題であり、少子高齢化社会の本格到来も相まって今後急速に高齢化率は高まることが予想され、20年後には3人に1人が高齢者となることも推測されます。

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H16
石狩市人口(人)	16,212	33,599	41,642	47,339	52,209	54,567	56,847
高齢化率(%)	6.1	5.8	7.2	9.3	11.9	13.9	16.7(予想)

注) 各年国勢調査による。H16は石狩市高齢者保健福祉・介護保険計画の推計値による。

本市単独の高齢者福祉施策は、昭和40～50年代から少数の社会的弱者を社会全体で扶助する考えに基づいて築き上げてきましたが、高齢者が今後社会の趨勢になるにつれ、もはや社会的弱者とは言い難いうえ、財政的にも現行福祉施策の維持は困難となります。

国においても、介護保険が導入され、これまでの扶助から互助を基本とする保険制度に移管したのですが、このことは、少子高齢社会で持続可能な社会保障制度を目指したものであり、本市の高齢者福祉施策も転換すべき時期にきていると考えます。

2 取り組み内容

福祉サービスの基本理念は、個人の尊厳を保持するとともに、利用者の持つ能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう適切に支援するものであり、従来の「年齢枠」だけで一律提供してきた福祉から個人の能力など生活実態を勘案した選択性のある福祉への転換が必要となってきています。

このため、本市でこれまで実施してきている次の事業については、持続性のあるかつ安定的なサービス提供の確保を図る観点から、対象年齢や利用者負担等サービス内容の見直しが必要であり、平成16年度においては、平成17年度以降の実施に向け、検討を進めます。

長寿祝金支給費 ~ その他高齢者福祉推進事業費(除雪サービス、緊急通報サービス、訪問サービス) 保養センター入浴利用券交付事業 敬老会交付金 高齢者等消融雪機器設置費補助金 寿の家管理運営費、憩いの家管理運営費 ミドルステイ事業費 高齢者バス乗車券等交付事費 上記事業名は市の予算で使用している名称を用いています。
--

9	各種医療費助成制度の見直し
<p>1 はじめに</p> <p>本市では医療費の自己負担分に対する各種助成事業を行っていますが、そもそも医療費の自己負担は、国や自治体などが負担する公費負担、保険加入者の互助となる保険者負担、利用者本人が負担する自己負担について、保険制度の中で医療費全体の負担のあり方を定めたものであり、本市の医療費助成事業は、その自己負担に対してさらに公費負担を行う上乗せ助成となっています。このことから、地方財政計画では自治体の必要経費とはなっておらず、財政的に富裕である場合なら別ですが、現在の厳しい財政状況においては廃止すべきものと言えます。</p> <p>しかしながら、現行の医療保険制度では、治療の内容や長期化によっては、自己負担額が経済的に市民生活を脅かす可能性があり、保険制度の問題であるとはいえ、現段階では医療費助成の廃止は慎重にならざるを得ないものであります。このことから、当面は今後の保険制度のあり方なども視野に入れた十分な検討が必要と考えます。</p> <p>なお、現行の医療費助成制度が年齢や障がいなどの一定要件に対する一律助成となっていますが、金銭給付である以上対象者の経済的状況に応じた助成、あるいは全額を助成するのではなく一定の負担を求めるなど、公的扶助のあり方について、早急に検討のうえ見直しを図る必要があります。</p>	
<p>2 取り組み内容</p> <p>(1) 1割負担の導入</p> <p>現在、北海道の財政は危機的な状況にあり、助成対象者に1割の負担を求めることを検討していますが、北海道の制度改正に連動しない場合は市の負担額は莫大なものとなります。市の助成制度は北海道の補助制度を前提に成り立っているものであり、市も北海道と同様に危機的な財政状況にあることから、北海道の動きに合わせた見直しが必要です。</p> <p>このため、平成16年10月より市の医療費助成事業（既に導入されている老人医療費を除く）に1割負担を導入します。ただし、北海道の補助制度では3歳未満児及び低所得者については、現行どおりとなる見込みであります。本市においては、次代を担う子どもを養育している保護者の経済的負担を軽減する観点から、さらに1歳上乗せの4歳未満児まで現行どおりとします。</p> <p>(2) 老人医療費助成制度の段階的廃止</p> <p>本市の老人医療費助成制度は、老人保健法の該当する年齢（70歳）前の高齢者に対して同様の措置が図れるよう、北海道から補助金を交付される制度（道老：対象年齢65～69歳）と市の単独の制度（マル老：対象68～69歳）を行っています。</p> <p>しかしながら、平成14年10月の老人保健法の改正により老人医療の対象年齢が70歳以上から75歳以上に引き上げられ、また、北海道においては補助制度を廃止する考えであり、本市においても見直しが必要です。</p> <p>このため、平成16年8月より老人医療費助成事業の対象年齢を段階的に引き上げ、平成20年3月で廃止します。</p>	

1 はじめに

市町村は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対して、必要な援助を行うこととされ、その対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する「要保護者」とこれに準ずる程度に困窮していると教育委員会が認定する「準要保護者」となっています。このため、準要保護者の認定は、生活保護の停止、市町村民税の非課税、減免、など9項目のうちのいずれかに該当するか、または教育委員会が定めた基準以下の所得とされていますが、「要保護者」と「準要保護者」の認定者は、全児童生徒の4分の1と他市と比べ、著しく高い状況にあります。

本市の就学援助制度は、国の基準に準じ学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、修学旅行費などの経費について援助するもので、この経費については、国の補助金を受けていますが、全援助費の2割程度の補助にとどまっています。

表1 就学援助の状況

	H10	H11	H12	H13	H14
就学援助支出額(千円)	72,955	81,848	84,196	95,775	102,914
国庫補助金(千円)	18,838	15,854	13,944	21,126	20,309
認定者の児童生徒の割合	14.6%	17.4%	18.3%	21.8%	25.1%
上記のうち準要保護児童生徒	13.6%	16.4%	17.0%	20.5%	23.3%

注1) 就学援助支出額は学校給食費を含みます。

注2) 認定者の児童生徒の割合は、全児童生徒のうち要保護及び準要保護に認定された児童生徒の割合です。

表2 要保護児童生徒の全児童生徒に占める割合(他市の状況)

	札幌市	江別市	千歳市	恵庭市	北広島市
平成13年度	11.4%	10.7%	11.5%	14.6%	14.6%
平成14年度	12.0%	11.4%	12.4%	15.6%	16.2%

注) 各市への聞き取り調査による。

2 取り組み内容

現在の本市の認定基準は、「所得」を用い、生活保護基準の1.3倍以下としていますが、準要保護児童生徒数の割合は平成14年度で23%と道内平均14.9%を著しく上回っています。これは、約4分の1の児童・生徒の保護者が生活保護に準じる経済状況ということになり、かなり実態と乖離していると考えます。

このため、平成16年度においては、平成17年度の実施に向け、算定基礎収入を「所得」から「収入」に変更するなど認定基準の見直しについて具体的に検討していきます。

1 はじめに

この事業は市内小規模企業者の自主的な努力を助長し、事業運営の円滑化を図るために平成7年度に創設されたものです。

一方、国においても経済産業省中小企業庁が実施している小規模企業支援策の一つに小企業等経営改善資金融資事業というものがあります。実際の融資は国民生活金融公庫が行っていますが、担保・信用力に乏しい小規模企業者の経営改善を促進、支援するため、商工会、商工会議所等が経営指導をすることによってリスクを下げることで、無担保・無保証人・低利による融資を可能としています。また、表1のとおり本制度と本市の融資制度を比較しますと、非常によく似た制度であるばかりか、融資を受ける方からすると商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受けていなければならない要件があるものの、利率が非常に低い、運転資金だけでなく設備資金も対象になっている、貸付限度額が高いなどのメリットがあります。

表1 各融資制度の比較

	小企業等経営改善資金融資制度（マル経融資）	石狩市小規模企業活性化資金融資制度
対象者	常時使用する従業員が20人以下 （商業・サービス業は5人以下）	同左
融資の要件	商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受けていること 義務納税額をすべて完納していること 原則として同一地区内で1年以上事業を行っていること 商工業者であり、かつ、国民生活金融公庫の非対象業種でないこと 生活衛生関係営業の方は、運転資金のみ利用可能	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定める風俗関連営業を行う事業者でないこと 市税を完納していること 市内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいること
対象資金	設備資金及び運転資金	運転資金
貸付限度	本枠550万円＋別枠450万円	1企業につき500万円以内
貸付期間	設備資金：7年以内 運転資金：5年以内	5年以内
利率	長期プライムレート - 0.3% （16.4.14現在：年1.40%）	1年以内：年2.75%以内 1年超：年3.25%以内
担保	不要	同左
保証人	不要	同左
信用保証協会	不要	同左

2 取り組み内容

本市としては、平成14年度の本制度見直しにより、結果として国の融資制度と類似したものとなった以上、融資事故による金融機関の損失を市が全額補償するというリスクを負ってまで、本制度を継続する必然性は低くなったものと考えます。

このため、現在の制度利用者がスムーズに他の融資制度に移行できるよう必要な経過措置を取るなかで、本制度は平成16年度をもって廃止することとし、今後においては商工会議所が行う経営改善普及事業において、資金繰りの円滑化が図られるよう経営指導を強化するなどして対応していきます。

1 はじめに

(1) 指定管理者制度の創設

地方自治法の一部の改正（平成15年6月改正）により、平成15年9月から公の施設の管理に関する制度が改正されました。これまで公の施設の全部管理は、地方公共団体のコントロール下で、下記の要件を満たした管理受託者が行っていましたが、これからは議会の議決により指定された管理者であれば、全部管理を代行できるようになりました。

この改正により、民間事業者も公の施設の総合的管理を行えるようになり、施設管理のノウハウを持つ民間事業者の参入によって、サービスの向上を図るとともに維持管理コストの削減効果も大いに期待されるものです。

なお、既に法改正前の「管理委託制度」により全部委託を実施している公共施設については、3年間の経過措置があることから、改正法の適用は平成18年9月以降となっています。

管理受託者の要件

地方公共団体が1/2以上の出資をしている法人

土地改良区などの公共団体

農協・商工会議所・町内会などの公共的団体

本市では、改正前の「管理委託制度」により、石狩市公務サービス(株)を中心に公の施設の全部委託を行っていますが、公の施設の維持管理・運営に多様な民間ノウハウを活用することで、コストの削減や公共サービスの質の向上が期待できることから、「指定管理者制度」への移行により今後委託先として広く民間事業者も検討する必要があります。

2 取り組み内容

(1) 新たな業務委託手法の確立

指定管理者制度移行に向け、平成16年5月に「指定管理者制度対策室」を設置し、専任職員を配置しましたが、平成16年度においては、6月に「石狩市指定管理者の指定に関する手続き条例」を制定するとともに、既存施設の維持管理・運営に民間ノウハウを活用して効果をあげるため、(1)行政が業務を委託する対象範囲を拡大する、(2)契約等によって官民の役割を明確にして民間に一定の役割を求める、(3)業務委託契約等を単年度ごとの契約等から複数年一括契約等へと拡張する、など従来からの業務委託の枠組みを超えた新たな業務委託手法を確立します。

(2) 管理委託制度における委託先の今後のあり方

既に全部委託している施設については、改正法の適用は平成18年度まで猶予されていますが、この経過措置の間に市の100%出資により設立した石狩市公務サービス(株)や(株)石狩振興公社の今後のあり方について検討します。

1 はじめに

本市の給食業務は、センター方式により、完全給食を実施しています。

近年、その役割が変化しつつも、重要性が高まっていますが、一方では、給食費の滞納額が、累計で8,284万円（平成14年度末現在）にまで膨らみ、給食業務の安定的運営という点から大きな課題となっています。また、滞納繰越分を含めた収納率は74.2%、平成14年度における現年分の収納率は97.7%と道内都市の中でも低い水準にあります。現在は、滞納が生じても給食の質を低下させないよう、一般財源を投入して運営していますが、それも限界があり、運営上も極めて公平性を欠くことになります。

また、学校給食センターでは、現在、5,400食あまりを供給していますが、今後児童・生徒数の減少が想定されることから、効率的運営を図るため、施設の整理統合を検討する必要があります。

さらに給食業務については、現在市が100%出資している石狩市公務サービス(株)に調理業務などを委託していますが、さらなる経営の効率性と食の安全性を確保する面から、委託業務全般について検討することが必要です。

いずれにしても、将来に向け、様々な視点から学校給食を考えていく必要があります。

2 取り組み内容

平成16年2月、学校給食センター運営委員会に「今後の学校給食のあり方について」を諮問し、現在、検討をいただいているところであり、本運営委員会からの答申を受けた後、その内容を踏まえ、平成17年度内に一定の方向性を見出すべく具体的な検討を進めていきます。

1 はじめに

市税や使用料等の収納向上対策については、平成11年に市税等収納対策推進本部（以下「推進本部」という。）の事務局として収納対策室を設置し、各収納担当部署の指導などに努めましたが、同室が実際の収納業務を担当していなかったことなどから、各収納担当部署との連携や協調体制が不十分で、期待した成果を上げることができないまま、平成13年に同室を廃止し、事務局を納税課に移管したところです。

しかし、長引く不況の影響で市税の滞納が増加を続けている現状から、納税課は本来業務である市税の収納対策に専念せざるを得ないため、推進本部は本来の機能を十分に果たすことができない状況にあります。

このため、各収納担当部署においては独自の収納対策に取り組んでいますが、収納のノウハウを十分に持たない部署においては、収納成績の低迷を余儀なくされています。

今後、収納成績の向上を図るためには、推進本部が各収納担当部署における収納対策の現状を的確に把握したうえで、効果的で実効性のある収納対策を指導し、その取組状況を監視していくなど、本来の機能を取り戻す必要があります。

2 取り組み内容

収納対策については、各債権を一元化した滞納整理の方法を検討すべきとの考えもあり、この場合には、組織をスリム化できるなどのメリットは期待できますが、一方で、収納担当者が全債権の法的根拠と滞納処分の方法を熟知する必要があり、人材育成に時間を要する。収納窓口（部署）が少なくなれば徴収額が大幅に減少する懸念がある。賦課部署と収納部署が分離されることから、十分な連携・協調を図ることが難しい。など多くの課題もあるため、現状では収納部門の一元化は難しいものと考えています。

このため、平成16年度においては、これまでの反省を踏まえ、下記の「推進本部が取り組む収納向上対策」を確実に実施し、収納成績の向上に努めます。

また、支払可能であるにもかかわらず滞納を繰り返す悪質滞納者に対しては、差し押さえなどの滞納処分を強化します。

なお、行政サービスの制限などについては、その実効性も含め、今後、慎重に検討することとします。

推進本部が取り組む収納向上対策

ア 個別指導：各収納部門（税を除く）における収納対策の現状を的確に把握したうえで、効果的で実効性のある収納対策を指導します。

（ア）実施時期：9月及び2月の年2回

（イ）対象収納部門：保健福祉部（保育料）建設部（市営住宅使用料）
水道部（上下水道料金）生涯学習部（給食費）

（ウ）指導担当者：市民部収納対策参事（チーフ）
納税課長・国民健康保険課長（サブチーフ）

（エ）対応者：各収納部門の課長、担当者

（オ）指導結果の報告：指導の結果は、個別指導報告書により市民部長並びに所管部長に報告。また、指導時において、収納成績の向上を図るため、市役所全体で取り組む必要があると判断した事項については、第2回推進本部会議に報告。

イ 推進本部会議の開催：年2回推進本部会議を開催し、課題の整理を図るとともに、収納対策の取り組み状況の監視に努めます。

1 はじめに

新たな財源の確保については、平成14年度、庁内において検討チームを立ち上げ、平成14年11月、市行政改革推進本部に経費の節減策とともに、公共施設及び市発行物等への広告掲出や市の発行物の有償化などを提案したところであります。

市発行物への広告掲載については、市が自ら広告を集める方式（広告収入として歳入の増になる）、市の発行物作成を委託し、受託した業者が広告を取り、収入とする方式（委託経費から広告収入相当額をあらかじめ減ずるため、歳出の減になる）の2通りあります。の方式は、「財源の確保」を「経費の節減」に転じようとするものでありますが、に比べて広告募集など広告に関する全ての業務を専門業者が行うことから、非常に取り組みやすい方式であると思われま。

平成15年度においては、環境課が作成した「石狩市環境行動計画・環境家計ノート（市民編）」についての方式を試験的に導入しましたが、その際、入札の設計金額は、経費の2割程度を広告収入として委託業者が回収できるものとして、予算措置額の8割程度で設定させていただきました。その結果、予算措置額の5割以下の額で落札となり、予想以上の経費削減効果を挙げることができました。

市の発行物には、これ以外にも広告媒体として可能性のあるものがいくつかあり、これらを作成する際に、広告掲載スペースを提供して委託経費の削減を図ることは十分可能なことと思われま。

なお、市の発行物の有償化については、平成15年度より統計書及び環境白書を対象に実施しています。

2 取り組み内容

（1）広告に関する要綱の制定

市では、「石狩市有料広告掲出の取扱いに関する要綱」を制定し、本年3月1日より施行しています。

なお、平成16年度当初から市の市が自ら広告を集める方式により、窓口封筒の裏面に広告を掲載したものを使用しています。

（2）広告掲載の順次拡大

今後、広告媒体の性格を考慮しながら、2通りの方式を使い分けることとなりますが、平成16年度においては、市広報や防災マップなどにも順次拡大させていきます。

なお、防災マップについては、今回初めて石狩商工会議所青年部と協力して発行するものであります。青年部では、これまで独自に電話帳を発行し、市内に全戸配布していましたが、電話帳と地図情報が掲載された防災マップを合冊することで、経費削減だけでなく市民の目にふれる機会が増えるなど、相乗効果を期待することができます。

1 はじめに

現在、市及び土地開発公社では多くの未利用地を抱えていますが、全国的に土地売買が停滞している現状においては、売却のみならずその活用が求められてきています。また、土地基本法の理念である「土地の保有から利用へ」のとおり、これからの時代は保有している土地をうまく活用していくことが大切です。

このため、市及び土地開発公社所有の未利用地で賃貸住宅建設に相応しい土地に定期借地権方式を設定するなど、民間業者による賃貸住宅建設を促進する手法を検討する必要があります。

本市では、未利用地の有効活用を目的に、平成15年12月に庁内関係各課と市建設事業協会とで構成される「市有地・土地開発公社所有地の未利用地有効活用検討会」を立ち上げ、一般定期借地権を利用した民間業者による賃貸住宅建設を検討しています。この手法は、市にとっては新たに建築される建物の固定資産税や市外から通勤されている方などの市内居住促進による市民税など市税収入の増、民間業者にとっては土地購入というリスクを回避できるなど、お互いにとってメリットがあるものと考えます。

また、未利用地の活用を図るためには、現在複数の部局で管理している市及び土地開発公社が所有する土地にかかる基本データの一元管理が必要です。一元化することで、常に最新の土地情報を提供することができるなど、業務の効率性の向上が期待できます。

2 取り組み内容

(1) 産官合同の研究会による検討

平成16年度において、モデル事業用地を絞り込み、活用手法を定めます。

(2) 市有地等の一括管理

市及び土地開発公社が所有する土地については、現在複数の部局で管理していますが、平成16年度においては、パブリックフォルダに土地情報コーナーを設置し、それぞれの部局が最新の土地情報を提供するなど、情報の一元化に努めます。

(3) 定期借地権方式の活用

平成16年度において、土地開発公社所有地を市が取得し、定期借地権方式による複合ビル建築事業者を公募するなど、未利用地の有効活用が図られるよう取り進めます。